

平成23年度「国際理解教室出前講座・講演」実施要領

1. 趣 旨

- ・地域における国際理解教育や国際交流事業への取組を積極的に支援し、地域の国際化を図るため、本市の国際交流事業に携わる職員を要請に基づいて派遣する出前講座及び旭川市国際交流センター内の共用会議室において、講演を実施する。

2. 派遣講師

- ・旭川市国際交流員
- ・JICA（国際協力機構）国際協力推進員
- ・旭川市国際交流委員会職員
- ・旭川市国際交流課職員

3. 講師派遣手順

- ①申 込 み ・ 申込者は、講師の予定の有無、共用会議室が使用可能かを事前確認した上で「国際理解教室出前講座・講演 申込用紙」（様式1）に記入し、国際交流課に提出（FAX・メール可）する。
・ 申込用紙の提出は開催日の1ヶ月前までとする。
- ②回 答 ・ 国際交流課で申請内容を検討、調整の上、講座または講演の可否について申込者に回答する。
- ③打 合 せ ・ 講座または講演決定後、申込者と講師は相互に連絡を取り、内容の詳細、事前準備等について打合せをする。
- ④報 告 ・ 申込者は講演終了後2週間以内に、「国際理解教室出前講座・講演 結果報告書」（様式2）を国際交流課に提出（FAX・メール可）する。
・ 講座または講演で使用した資料、講演の様子の写真等があれば添付する。

※「国際理解教室出前講座・講演 申込用紙」及び「国際理解教室出前講座・講演 結果報告書」は旭川市国際交流センターホームページからダウンロード可能。

URL <http://www.asahikawaic.jp>（9月1日開設予定）

4. 留意事項

- ・出前講座の場合は、講師の実施会場までの送迎を申込者側で手配する。
- ・旭川市国際交流センター内の共用会議室で受講する場合は、専用駐車場が無いので、近隣有料駐車場または公共交通機関を利用すること。
- ・「国際理解教室出前講座・講演 結果報告書」を必ず提出すること。

5. 主 催
・旭川市

附則 この要領は平成23年4月4日から施行する。
この要領は平成23年 月 日から施行する。